

◎新潟県告示第527号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県佐渡地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年10月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業 相川南部地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和元年9月20日から令和2年3月6日まで
- 3 作業地域 佐渡市橘地内